

浜田市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、住民監査請求に基づく勧告に係る措置状況について通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

令和8年6月30日

浜田市監査委員 野 上 俊 文

浜田市監査委員 川 神 裕 司

記

1 勧告内容

「令和8年4月20日付 監第22号 住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）」

【主文】浜田市長に対し、令和8年6月19日までに、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に対し、遅延賠償金5,100円の支払いを請求するよう勧告する。

2 措置状況

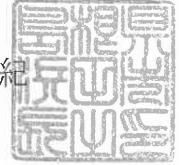
別紙「令和8年6月19日付 教ス第74号 措置状況の通知について」のとおり

教 ス 第 7 4 号

令和 8 年 6 月 19 日

浜田市監査委員 野上 俊文 様
浜田市監査委員 川神 裕司 様

浜田市長 三浦 大紀



措置状況の通知について

令和 8 年 4 月 20 日付け監第 22 号にて通知のありました住民監査請求に基づく監査の結果に対する措置について、下記のとおり通知します。

記

1 勧告内容

「浜田市長に対し、令和 8 年 6 月 19 日までに、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社に対し、遅延賠償金 5,100 円の支払いを請求するよう勧告する。」

2 措置状況

当該事案については、現在、住民訴訟が提起され係争中であり、勧告内容は訴訟において争点となっている事項と密接に関連しており、現段階において勧告に基づく措置を講じることは、訴訟手続に影響を及ぼすおそれがあることから、勧告に沿った措置は実施しておりません。

3 今後の対応

当該訴訟の審理経過及び裁判所の判断を踏まえ、判決の確定後に必要な対応について改めて検討し、措置状況について通知します。

